

大和市告示第 86 号

指定公金事務取扱者への公金事務委託の告示（令和 7 年大和市告示第 139 号）に係る指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入を、次のとおり変更した。

令和 8 年 5 月 8 日

大和市長 古谷田 力

1 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

（下線部分は、変更部分）

変更前	変更後
市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、 <u>軽自動車税（種割別）</u> 、国民健康保険税（普通徴収）、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、児童福祉費負担金、児童福祉使用料、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金	市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、 <u>軽自動車税</u> 、国民健康保険税（普通徴収）、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、児童福祉費負担金、児童福祉使用料、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金

2 変更した日

令和 8 年 4 月 1 日